

第49回 労働衛生コンサルタント試験 (健康管理)

健康管理

1 / 4

注：試験問題は全部で4問です。問1又は問2から1問、問3又は問4から1問、合計2問を選択して解答用紙に解答を記入してください。

問 1 暑熱環境における作業の労働衛生に関する以下の設問に答えよ。

(1) 職場において発生した熱中症による死傷者数（休業4日以上）は業種によって大きく異なる。次の業種から、2019年の熱中症による死傷者数が多い業種を、上位三つ挙げよ。

運送業、警備業、建設業、商業、製造業、清掃・と畜業、農業、林業

(2) 職場における熱中症による死傷者数（休業4日以上）は月によって大きく異なる。2019年の熱中症による死傷者数が多い月を、上位二つ挙げよ。

(3) 熱中症の症状として、熱失神、熱射病、熱疲労及び熱けいれんがある。これら四つの症状がどのようなものか、それぞれ50字から100字程度で簡潔に説明せよ。

また、これらのうちで重症度が最も高いものはどれか。

(4) 暑熱環境を評価するためにWBGT値がある。WBGT値を算出するために必要な測定値を三つ挙げ、日射のある場合にWBGT値を求める計算式を示せ。

(5) 熱中症のリスクの判定のために職場や作業者の条件別にWBGT基準値が設定されている。そこで使用されている条件を挙げよ。

また、それらの条件がそれぞれどうであればリスクが高くなるか述べよ。

(6) WBGT値がWBGT基準値を超え又は超えるおそれのある場合に講ずべき対策を、具体的な措置を含めて箇条書きで六つ挙げよ。

(7) 熱中症が疑われる場合の、作業現場での応急処置について述べよ。

(8) 熱中症を予防するための労働衛生教育の内容に含まれる事項を三つ挙げよ。

問 2 有機溶剤について、以下の設問に答えよ。

- (1) 有機溶剤の物質としての特性について説明せよ。
- (2) 職場において有機溶剤にばく露された際の吸収経路と排泄経路について説明せよ。
- (3) 有機溶剤が体内に吸収された後に、主に分布する臓器あるいは組織を三つ挙げよ。
- (4) 有機溶剤に共通する毒性を三つ挙げよ。
- (5) 以下の①～④の有機溶剤は、上記(4)の共通する毒性に加えて、特異的な毒性を有している。それぞれの有機溶剤の特異的な毒性(健康障害)を列挙せよ。
 - ① 二硫化炭素
 - ② ノルマルヘキサン
 - ③ ベンゼン
 - ④ メタノール
- (6) 有機溶剤には、有機溶剤中毒予防規則において「第三種有機溶剤等」に分類されるものがある。その性状を説明し、該当する有機溶剤の例を一つ挙げよ。
- (7) 有機溶剤には、特定化学物質障害予防規則において「特別有機溶剤等」に分類されるものがある。
 - ① 「特別有機溶剤等」に分類される有機溶剤に共通する健康影響は何か。
 - ② 「特別有機溶剤等」に分類される有機溶剤を三つ挙げよ。
- (8) 有機溶剤を常時取り扱う作業者に対して実施される生物学的モニタリングについて説明せよ。
- (9) 有機溶剤ばく露による健康影響を予防するための①作業環境管理と②作業管理について、それぞれ述べよ。

問 3 厚生労働省の「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」等に基づく労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いに関し、以下の設問に答えよ。

- (1) 事業者が労働者の心身の状態の情報を取り扱う目的として適正なものとはどのようなものか、二つ挙げよ。
- (2) 事業者が労働者の心身の状態の情報を取り扱ってもよい場合とはどのようなものか、三つ挙げよ。
- (3) 事業者が策定する労働者の心身の状態の情報を適正に取り扱うための規程に定めるべき事項には、どのようなものがあるか、五つ挙げよ。
- (4) 労働者の「心身の状態の情報の加工」とはどのような行為を指すのか、簡潔に説明せよ。
- (5) 事業者が労働者の心身の状態の情報を取り扱う際に、行ってはならない労働者に対する不利益な取扱いとはどのようなものか、三つ挙げよ。
- (6) 労働者の心身の状態の情報のうち、次の①～⑥の情報は、それぞれ以下のイ、ロ、ハのいずれに該当するか。

- ① 健康診断の結果（法定の項目）
- ② 長時間労働者に対する面接指導の結果
- ③ 保健指導の結果
- ④ 健康診断の事後措置について医師から聴取した意見
- ⑤ 健康診断の精密検査の結果
- ⑥ 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書

イ 労働安全衛生法令に定める義務を履行するために、事業者が必ず取り扱わなければならない心身の状態の情報

ロ 事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程を定めて運用することが適当である心身の状態の情報

ハ 事業者が取り扱ううえであらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要な心身の状態の情報

- (7) 事業者が、労働者の心身の状態の情報の盗難・紛失等を防止するために、講ずべき安全管理措置にはどのようなものがあるか、三つ挙げよ。
- (8) 事業者が、医療保険者（健保組合等）から一般定期健康診断結果の提供を求められた場合に、その提供に当たって、事前の労働者個人の同意の必要性について述べよ。

問 4 厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）」に基づく労働者の健康保持増進対策に関し、以下の設問に答えよ。

(1) 労働者の健康保持増進が求められるようになった背景には、近年の社会情勢の変化の中で労働者のどのような健康面の問題があったか、二つ挙げよ。

(2) 事業者が労働者の健康保持増進対策を行うメリットは何か、三つ挙げよ。

(3) 対策を推進するに当たり事業者が留意する必要がある事項に次のものがある。何を意味するか簡単に述べよ。

- ① 健康保持増進対策における対象の考え方
- ② 労働者の積極的な参加を促すための取組
- ③ 労働者の高齢化を見据えた取組

(4) 事業者は健康保持増進対策を中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行うため、次の基本事項に沿って積極的に進めていくことが望まれる。

健康保持増進方針の表明 → 推進体制の確立 → 課題の把握 →
健康保持増進目標の設定 → 健康保持増進措置の決定 → 健康保持増進計画の作成 →
健康保持増進計画の実施 → 実施結果の評価

以下について簡潔に述べよ。

- ① 「健康保持増進方針の表明」において、方針にはどのような項目を含めるべきか、四つ挙げよ。
- ② 「推進体制の確立」に当たり活用する事業場内の推進スタッフを四つ以上挙げよ。同様に、取組に
応じて連携可能な事業場外資源を五つ挙げよ。
- ③ 「課題の把握」を行い、「健康保持増進目標の設定」を行うに当たり、どのように進めるのが良い
か。
- ④ 「健康保持増進措置の決定」はどのように進めるか。
- ⑤ 健康保持増進措置の内容を大きく二つ（健康指導とその他の健康保持増進措置）に分類して簡潔に
述べ、どのような取組が含まれるか具体例をそれぞれ二つ以上挙げよ。
- ⑥ 健康保持増進計画の作成に際し、事業場としてその計画をどのような位置づけにするのが望ましい
とされているか。
- ⑦ 健康保持増進計画に含める事項を三つ挙げよ。

(5) 本指針が策定されてから 30 年余りが経過し、その間の社会経済情勢の大きな変化の中で、健康保持増進対策の見直しが行われてきた。これは、どのような社会的ニーズの高まりや取組によるところと考えられるか、三つ挙げよ。